

タイにおける宗教教育

— 宗教の公共性をめぐる多様な試み

やの ひろたけ

矢野秀武

一 はじめに

東南アジアの大陸部に位置するタイは、黄衣に身を包んだ僧侶が尊ばれ、原始仏教のスタイルに近い修行生活が行われている上座仏教の国として知られている。今でも早朝には、托鉢修行を行う僧侶の姿をあちこちで目にする事ができる。さらに七月頃から一〇月頃の雨期の期間（雨安居）には、一時的に出家経験を積む男性が、毎年一〇万人に及ぶともいわれている。

また、観光客の目に触れることはあまりないが、公立学校の敷地内に仏像が置かれていることも少なくない。多くの学校では、朝礼の際に仏法僧の三宝に帰依する言

葉が唱えられ、教室では授業科目の一つとして仏教が教えられている。さらに（仏教徒でなくてはならないと憲法で規定されている）国王を尊崇することも学校教育において重視されている。国王の写真とともに、仏像と国旗が、教室の中に飾られていることも珍しくない。仏教行事が行われる祭日には、寺の行事に学校関係者と生徒が参加するということもある。これに加えて、僧侶が学校を訪れて授業を担当したり、教員が生徒に夏休み期間の一時出家を進めたりすることさえある。まさに仏教的な慣習が日常生活に染み渡っているといえよう。

本論稿では、このように公教育において、宗教の知識や情操に関する教育、国家理念の教育などが明確な形で

行われているタイにおける宗教教育の状況を概説する。

いかにも時代錯誤の様相を我々に感じさせるかもしれないが、このような宗教教育を現在でも行っている国は少なくない。しかも、タイは急速な経済的發展を遂げ、昨年のクーデターで政権が変わったとはいえ、ここ十数年は民主的な政治運営が定着してきた近代社会であり、消費社会の面ではポスト近代社会の様相さえ呈している国である。それにも関わらずこのような教育状況にある。

つまり、このような教育状況は、単純に発展論的な視点からの評価で、遅れていると判断することはできないという事を我々に突きつけるだろう。そしてタイのような国の宗教教育や宗教と政治・公共性との関係に注目することは、異文化・異なる国を理解し、自文化・自身の国を考察する上でも、重要な視点を提供しようと思われる。以下、まずは、公立学校の宗教教育と宗教人口統計の関係に触れ、次いで国家行政の側からの宗教教育、さらに出家者組織であるサンガの側からの公教育へのアプローチを紹介していきたい。

二 宗教帰属意識と宗教教育

タイでは総人口の大多数（約九四・五％）が仏教徒であり、ごく少数の華人系・ベトナム人系大乘仏教徒を除けば、その大半が上座仏教徒である。他にイスラーム教徒も約四・五％おり、とりわけ、タイ南部マレーシア国境近辺のいくつかの県では、人口の半数以上がイスラーム教徒となっている。またさらに人口は少なくなるがキリスト教徒（約〇・七％）もいる。以下これらの各宗教に関する宗教教育の状況を取り上げるが、その前にささか遠回りだが、宗教帰属意識の形成に関わる制度的背景について考察してみたい。

そもそも総人口の約九四・五％を仏教徒が占めているという、この統計の数値は何を意味しているのだろうか。タイにはそれほど熱心な仏教徒が多いのだろうか。宗派の違いを強調する人や（タイ上座仏教には二つの宗派がある）、無宗教者はいないのだろうか。

一般にタイ人仏教徒は、寺院に所属したメンバーとは見なされていないし、寺院側も在家信徒の人数を把握し

ていない。寺院が把握し管理しているのは、出家者だけである。一般在家者はどの寺に詣でてもいいし、複数の寺の活動に関わる者もいる。家族の中でも、夫婦・親子・兄弟で主体的にコミットする寺院が異なることさえありうる。つまり、一般在家者は、特定寺院の信徒でもないし、家ぐるみの檀家制度があるわけでもない。

ではどうやって宗教人口の統計が得られるのか。もちろん宗教局の提示する統計資料のデータは質問表などを利用してと思われる。しかし問われるべきは、その統計に出てくるような明確な帰属意識はいかなる形で形成されるのかという事である。国家による宗教人口の統計というものは、その国特有の文脈の中で理解しなくては行けない。つまり宗教人口統計に現れる帰属意識を水路付けるような制度を理解しなくては行けないのである。以下、そのような制度として、国民携帯証制度、学校教育制度、公認宗教制度を取り上げる。

一五歳以上の国民は、市役所で登録して国民携帯証(Bat Prachachon)を作成し、以後五く六年ごとに更新することとなっている。これは身分証明のために常に携

が、選択の基準とされるのである。⁽²⁾このような仕組みにより、形の上だけの信徒でも、タイの人々は、自分が何の宗教に所属しているのかということを、明確に答えることができるわけである。

つまりこの方式では、日本ならば「我家はどうやら〇〇宗の檀家らしいが、自分は特に何の信仰も持っていないので、無宗教者だ」となるところが、タイでは一義的に(宗派を問わず、コミットの度合いも無視して)仏教徒としての帰属意識を持つようになっていくことになる。

そして、学校の子どもたちは、信徒としての明確な自覚を持つ前に、親自身が登録した所属宗教のカテゴリに従属することを白明なことで、自分の所属宗教を表明し、公立学校において特定の宗教教育(細かな宗派別教育ではない大枠の宗教カテゴリー別の教育)を受ける事になるのである。つまり、仏教を重視するタイ文化やタイ人の価値観といった漠然としたものが、直接に仏教徒人口として現れてくるのではない。宗教人口や宗教教育の対象者というのは、国民携帯証、公認宗教、教育、統計といった国家制度による捫入れと加工がなされた上

帯すべきカードである。この国民携帯証には、顔写真、氏名、生年月日、住所そして所属宗教が記載される。これが個々のタイ人にとっておそらく最初に公式な形で所属宗教を明確にする手続きだと思われる。多くの場合、親とともに市役所で登録するので、親の宗教が子どもの所属宗教となる。ただし、子どもの場合、国民携帯証の登録以前に、学校で宗教の授業を選択している。その際の選択についても、親の所属宗教(国民携帯証に記されている宗教)が基準とされる。

では無宗教者や特定宗派の信徒はどのように登録したらよいのか。実は国民携帯証の登録に際して、無宗教や特定宗派名という選択はおそらくできないか、極めて少数の例外的事柄となる。そこにはタイの公認宗教制度が影響している。タイでは国教と規定される宗教は存在しないが、仏教・イスラーム・キリスト教(カトリックとプロテスタント)・ヒンドゥー教・シーク教の特定団体のみが、政府によって保護・監督される宗教団体として公認されている。国民携帯証の登録の際には、このカテゴリ、つまり細かな宗派ではなく大枠の宗教カテゴリー

で、構築されているものなのである。

三 国家行政の側からの宗教教育

このような諸制度の相互連関が構築し、自らその制度の再生産にも寄与する宗教教育の場とはどのようなものなのだろうか。この点については、先にも述べたように、公認宗教制という枠がその基盤にある。国家が公認した宗教団体には、国税の投入による宗教施設の新規建築や修理、布教者の育成、巡礼のための補助費など様々な形で支援が与えられる。また公立学校における宗教教育科目の一つとして認定されることになる。ただし、宗教人口比の大多数を占める上座仏教が優遇された教育体制になっていることはいなめない。とはいえイスラーム人口の多い地域・学校ではイスラーム教育の体制もある程度は整っている。もっとも、このような保護的措置は、宗教教育の国家による統制という介入的側面があることも見失ってはならない。

以下、公立学校の宗教教育の様相について、まず上座仏教を中心に取り上げ、次いでイスラームその他の宗教